

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和 4 年 8 月 5 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	川辺町、明神台、星川	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務
令和 4 年 8 月 8 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	仏向町、上星川二丁目、川島町、西谷町	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務
令和 4 年 8 月 9 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	仏向西、上菅田町、東川島町、峰沢町、鎌谷町、天王町 1 丁目	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務
令和 4 年 8 月 10 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	神戸町、帷子町 1 丁目、岩井町、瀬戸ヶ谷町、桜ヶ丘二丁目、法泉一丁目、権太坂二丁目、境木本町、新桜ヶ丘一丁目	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務
令和 4 年 8 月 15 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	仏向町、仏向西、川島町、西谷町、上菅田町、東川島町、峰沢町	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務
令和 4 年 8 月 16 日	神奈川県統計センター（保土ヶ谷区総務課統計選挙係）	鎌谷町、天王町 1 丁目、神戸町、帷子町 1 丁目、岩井町、瀬戸ヶ谷町、桜ヶ丘二丁目、法泉一丁目、権太坂二丁目、境木本町、新桜ヶ丘一丁目	令和 4 年就業構造基本調査の抽出単位名簿作成に係る事務